

入札公告（説明書）

平成 25 年 3 月 18 日
東日本高速道路株式会社北海道支社
支社長 山本 裕己

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|--|--|
| 1-1. 契約件名(工事名) | 道東自動車道 大夕張トンネル避難連絡坑補強工事 |
| 1-2. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 支社長 山本 裕己 |
| 1-3. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 技術部 調達契約課
(住 所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12-30
(TEL) 011-896-5777 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式(通知型) |
| 1-6. 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（工事实績評価型） |
| 1-8. 入札前価格交渉の有無 | 有 |
| 1-9. 単価表等の提出 | 必要 ... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. 単価協議 | 有 ... 入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-11. 入札保証 | 不要 |
| 1-12. 履行保証 | 必要 ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-13. 契約書の作成 | 必要 ... 入札者に対する指示書[30]を参照のこと
なお、作成方法については、落札者と協議する |
| 1-14. 契約図書 | |
| (1)本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。 | |
| 入札公告(説明書) | 本書 |
| 標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【土木工事契約書】を使用すること |
| 入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【電子入札】版を使用すること |
| 共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【平成 2 4 年 7 月 土木工事共通仕様書】を使用すること |
| 特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| その他契約（発注用）図面等 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 金抜設計書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 競争参加資格確認申請書 | 技術資料作成説明書の様式 1 のとおり |
| 入札書 | 電子入札システムの様式のとおり |
| 単価表等 | 上記 の金抜設計書により作成する |

- (2)競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3)競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4)競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（C D - R 配布等）により交付するので、上記契約担当部署にその旨申し出ること。
- (5)契約図書の交付期間 平成 25 年 3 月 18 日(月)から平成 25 年 4 月 16 日(火)まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項(工事概要)

2-1. 工事概要

- (1) 工 事 場 所 自) 北海道夕張市登川
至) 北海道勇払郡むかわ町穂別長和
- (2) 工 事 内 容 本工事は、道東自動車道 夕張 I C ~ むかわ穂別 I C 間の大夕張トンネル避難坑および避難連絡坑の変状対策を行うものである。
- (3) 工事概算数量
- | | |
|------------|---------------------|
| インバート掘削工 | 約 200m ³ |
| 吹付けコンクリート工 | 約 330m ³ |
| ロックボルト工 | 約 340 本 |
| 鋼アーチ支保工 | 約 140 基 |
- (4) 工 期 契約保証取得の日の翌日から 240 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1)審査基準日（記 3-3 に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2)開札時において、工事種別「土木工事」（等級 A）にかかる『平成 23・24 年度工事競争参加資格』を有する者であること。なお、当該工事種別にかかる平成 23・24 年度競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、平成 25 年 3 月 19 日までに NEXCO 東日本に申請し、認定を受けなければならない。
- (3)審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4)審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

(5)審査基準日において、平成 14 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事：下記 a) 及び b) を必要とする。

a) 内空断面 12 m²以上かつ掘削延長 100m以上のトンネル工事(インバート施工)

b) 有害ガスを有し偏圧の大きいトンネル工事

有害ガスを有するトンネルとは、可燃性ガスの濃度を希釈するなどの対策を実施した場合などをいう。また、偏圧の大きいトンネルとは、工事施工箇所に近接した貫通後のトンネル構造が概ね 30m 以内に有する場合などをいう。

ただし、工事成績評定合計(以下、「評定合計」という。)を発注者から通知されている場合で、次のイ)またはロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本または旧日本道路公団の工事については、評定合計が 65 点未満の工事

ロ) 上記以外の高速道路会社、国または地方公共団体等の工事においては、評定合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

(6)審査基準日において、平成 22・23 年度に完成した NEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が、両年度ともに(2年連続して)65 点未満となる者でないこと。

(7)審査基準日において、次に示す基準を満たす主任技術者または監理技術者を、本件工事に専任で配置できる者であること。

主任技術者または監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種(土木工事業)に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

現場代理人、主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 14 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工経験を有すること。

当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。

施工経験における従事役職は問わないが、工期の 5 割以上の期間に従事していた場合に限り施工経験として認める。なお、複数の役職(担当技術者も含む)で従事していた場合は、役職ごとの従事期間の合計が工期の 5 割以上であれば施工経験として認める。

また、施工経験者として現場代理人予定者を記載する場合は、本工事に対応した建設業法に定める許可業種(業種)に係る資格を有する者でなければならない。

同種工事：下記を必要とする。

内空断面 12 m²以上かつ掘削延長 50m以上のトンネル工事(インバート施工)

ただし、評定合計を発注者から通知されている場合で、上記(5)のイ)またはロ)に該当する工事は施工経験として認めない。

専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ 3 ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

なお、記 3-2(競争参加資格確認申請書の作成)に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係(以下「技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置」という。)にあると認めるものとする。

1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)

2) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(平成 14 年 4 月 16 日付、国総建第 97 号)

3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、 に示す本件工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人もしくは下請負人と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の 1) 又は 2) に該当する者である。

- 1) 当該請負人もしくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該請負人もしくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

本件工事に係る設計業務等の業務名及び請負人

・保全点検業務等（道路保全点検業務等）の実施に関する年度協定（帯広管理事務所）（請負人名：株ネクスコ・エンジニアリング北海道）

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、 に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本もしくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本もしくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に参与した者でないこと、又は現に に示す施工（調査等）管理業務請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本もしくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の 1) 又は 2) に該当する者である。

- 1) 当該請負人もしくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該請負人もしくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

本件工事に係る 施工（調査等）管理業務の業務名及び請負人

・保全点検業務等（道路保全点検業務等）の実施に関する年度協定（帯広管理事務所）（請負人名：株ネクスコ・エンジニアリング北海道）

- (10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員定義】

- イ) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ロ) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ハ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

- 1) 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

本工事は、技術資料の作成・提出を二枚の様式に集約した「技術資料様式集約化」の対象工事である。

技術資料の作成については、下記及び別添の「技術資料作成説明書」によるものとする。

(1)入札者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

提出書類	記載事項	記載上の留意点	
競争参加資格確認申請書(様式1)			
競争参加資格 確認資料 (様式2)	1)①企業の同種工事 実績	記 3-1. (5)に示す「同種工事」の要件を満たす施工実績を記載すること。	・同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。
	2)①配置予定技術者の 同種工事の工事 経験	記 3-1. (7)②に示す「同種工事」の要件を満たす配置予定の現場代理人、主任技術者または監理技術者の工事経験を記載すること。	・配置予定技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず 1 名以上を配置しなければならない。
	2)②主任(監理)技術 者の資格	記 3-1. (7)①に示す「資格」の要件を満たす配置予定の主任技術者または監理技術者について記載すること。	・主任技術者または監理技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず1名以上を配置しなければならない。
	2)③主任(監理)技術 者の専任	主任技術者または監理技術者の配置予定者として記入した技術者の他工事への従事状況を記載すること。	
技術評価資料 (様式3)	1)企業の同種工事の 工事成績	様式2の 1)①で記入した工事について、その成績評定点を記載すること。	
	2)同一工事種別にお ける表彰実績	平成 17 年 10 月 1 日以降の NEXCO 東日本からの表彰実績を記載すること。	
	3)品質管理、環境、労 働安全マネジメント システム等の本件 工事への適用	ISO9001、ISO14001、COHSMS 又は OHSAS の本件工事への適用の有無を記載すること。	
	4)配置予定技術者の 同種工事の工事成 績	様式2の 2)①で記入した配置予定技術者の工事経験の成績評定点を記載すること。	・工事経験者として記載したすべての配置予定技術者について記載すること。
	5)地域精通度・当社 への貢献度等	平成 17 年 10 月 1 日以降の NEXCO 東日本における災害時の協力実績を記載すること。	
施工計画立案能力(様式4)	本件工事に係る下記の施工計画等を記載すること。 ・避難坑および避難連絡坑の変状対策施工における内空変位の管理に関する留意事項		
備考	それぞれの様式の記載にあたっては、「技術資料作成説明書」によること。		

- 1) 施工実績に求めているインバート施工につき、これが確認できる資料を添付すること。
 2) 施工実績に求めている有害ガスを有し偏圧の大きいトンネルの施工につき、これが確認できる資料を添付すること。

(2)配置予定技術者が記 3-1 . (7) 1)から 3)に示す、技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。

建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合

営業譲渡の契約上定められている譲渡の日または出向先企業が会社分割の登記をした日から記 3-3 . (1) 申請期間に示す申請期限の日までの期間が 3 年以内であること。

- 1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間 3 ヶ月以上)関係を示す書面
 2) 出向元企業の建設業の廃業届
 3) 当該建設業の許可の取消通知書または当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報もしくは公報

4) 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡または会社分割についての関係を示す書面

持株会社の子会社が置く技術者の場合

1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間3ヶ月以上)関係を示す書面

2) 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成6年6月8日建設省告示第1461号)附則6の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面

親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る技術者の場合

1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間3ヶ月以上)関係を示す書面

2) 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面

3) 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から記3-3.(1)申請期間に示す申請期限の日までの期間が1年以内であること

(3)入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1)入札者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

申請期間 平成25年3月18日(月)から平成25年4月16日(火)午後4時00分まで

申請場所 記1-3「契約担当部署」

申請方法 電子入札システム

申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。なお、媒体はCD-R及び出力した書面とする。

申請書類 記3-2により作成した「申請書」

(2)入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1)契約責任者は、入札者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該入札者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成25年4月25日(木)

(2)上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義のある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3)その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式とは、記3-3(競争参加資格確認申請)において提出された技術資料に基づき技術的な評価を行う技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、記6-3(落札予定者の決定)に示す。

4-2. 技術評価の評価項目、評価基準等

契約責任者は、記 3-4 (競争参加資格の確認) において、競争参加資格の確認のほか、技術資料に基づき次に示す基準で評価する。

なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

評価指標	技術評価項目	評価基準	配点
施工の 確 実 性	①求める施工計画 ・避難坑および避難連絡坑の変状対策施工における内空変位の管理に関する留意事項 《記載項目》 ・着眼点 ・施工方法 ・施工体制 ・履行確認方法 (様式 4)	実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる内容であり、かつその内容が具体的に(左記記載項目がすべて)記載されているもの	5点
		実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる内容であるが、一部具体性に欠ける(左記記載項目が一つ欠けている)もの	3点
		実施する内容が設計図書と一致し、適正に実施できる内容であるが、具体性に欠ける(左記記載項目が二つ以上欠けている)もの	0点
		以下の場合には競争参加資格が無いものとする ①未提出(空白)である場合 ②記載された内容が法令違反に関する記載である場合 ③設計図書及び要領等の基準値と合わない場合 ④記載された内容が求める施工計画と違う場合	競争参加資格無し
1)企業の同種工事の 工事成績	②本件工事で企業に求める同種工事实績の工事成績評定点に応じた評価 (様式 3)	同種工事实績が平成 17 年 10 月 1 日以降に引渡しを完了した工事である場合、工事成績評定点について、下記により評価点を算出する。なお、評価点は小数第 4 位を四捨五入し小数第 3 位止めとする。 計算式=2×((競争参加者の成績評定点※1-65)÷(90-65))×係数1※2 ※1 成績評定点が 90 点以上の場合は 90 とする ※2 係数1は以下のとおりとする ・NEXCO 東日本の実績の場合:1.0 ・他機関の実績の場合:0.8	2~ 0点
		以下の場合には加点しない ①平成 17 年 9 月 30 日以前に引渡しが完了した工事である場合 ②工事成績評定点の添付がない場合	0点
2)同一工事種別における 表彰実績	③企業に関して、平成 17 年 10 月 1 日以降における NEXCO 東日本からの表彰実績に応じた評価 (様式 3)	NEXCO 東日本の社長表彰、北海道支社長表彰または北海道支社優良事業所表彰委員会の表彰の実績を有する	2点
		NEXCO 東日本北海道支社管内の事務所長表彰の実績を有する 北海道支社以外の支社長表彰または支社安全協議会表彰の実績を有する	1点
		以下の場合には加点しない ①表彰実績がない場合 ②平成 17 年 9 月 30 日以前の表彰実績である場合 ③表彰状の写しの添付がない場合	0点
3)品質管理、環境、 安全衛生マネジ メントシステム等 の本件工事への 適用	④企業の品質管理マネジメントシステム(ISO9001)、環境マネジメントシステム(ISO14001)、建設業労働安全マネジメントシステム(COHSMS)又は労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS)の本件工事への適用に応じた評価 (様式 3)	ISO9001、ISO14001、COHSMS 又は OHSAS のうち 2 つ以上を本件工事で適用する場合	2点
		ISO9001、ISO14001、COHSMS 又は OHSAS のうち 1 つを本件工事で適用する場合	1点
		ISO9001、ISO14001、COHSMS 又は OHSAS のいずれも本件工事で適用しない場合	0点

	4)配置予定技術者の同種工事の工事成績	⑤本件工事で配置予定技術者に求める同種工事の経験の工事成績評定点に応じた評価 (様式3)	同種工事経験が平成17年10月1日以降に引渡しが完了した工事である場合、工事成績評定点について、下記により評価点を算出する。なお、評価点は小数第4位を四捨五入し小数第3位止めとする。 計算式=8×((競争参加者の成績評定点※1-65)÷(90-65))×係数1※2×係数2※3 ※1 成績評定点が90点以上の場合は90とする ※2 係数1は以下のとおりとする ・NEXCO 東日本の実績の場合:1.0 ・他機関の実績の場合:0.8 ※3 係数2は以下のとおりとする ・経験時の役職が現場代理人、主任(監理)技術者である場合:1.0 ・経験時の役職が担当技術者である場合:0.5	8~0点
			以下の場合には加点しない ①平成17年9月30日以前に引渡しが完了した工事である場合 ②工事成績評定点の添付がない場合	0点
施工の円滑性	5) 地域精通度・当社への貢献度等	⑥平成17年10月1日以降のNEXCO 東日本における災害応急復旧工事の施工実績に応じた評価 (様式3)	災害応急復旧工事の実績がある	1点
			以下の場合には加点しない ①災害協力実績がない ②災害協力実績が平成17年9月30日以前に引渡しが完了した実績である	0点
合計				20点

※北海道支社優良事業所表彰委員会は、北海道支社安全協議会の優良事業所を表彰するために設置された委員会である。

第5 入札前価格交渉

5-1. 入札前価格交渉方式の概要

入札前価格交渉方式とは、契約制限価格の設定において、競争参加資格があると認めた入札者に対し見積書の提出を求め、必要に応じて技術的な交渉を行い、その結果に基づき最終見積書の提出を求め、合理性があると契約責任者が認めた最終見積書を活用する方式をいう。

5-2. 交渉対象項目及び見積書の作成

本件工事における交渉対象項目は、金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と示された項目に係わる内容とし、見積書の作成は、NEXCO 東日本が指定する様式(様式5)に基づき行うものとする。

5-3. 当初見積書の提出

(1) 入札者は、次に示すとおり当初見積書の提出を行わなければならない。

提出期限 平成25年4月30日(火) 午後4時00分まで
提出場所 記1-3「契約担当部署」
提出方法 書留郵便(提出期限までに必着のこと)
提出書類 見積書(様式5-1、5-2、5-3)正1部、副2部

5-4. 見積書の内容に関するヒアリング等

(1) 当初見積書の提出期限以後、すべての入札者に対し、個別に、見積書の内容にかかるヒアリングを行うので、入札者はこれに応じなければならない。

(2) ヒアリングの実施日時は、平成25年5月1日(水)から平成25年5月29日(水)までの間を予定しており、交渉回数は2回以上を予定している。

また、ヒアリングにおける入札者の参加者は、見積書の内容に精通した者を含む最大3名までの参加を認める。

なお、詳細な日時等については、申請書に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。

- (3) 入札者は、ヒアリングが完了した場合は当初見積書の変更の有無に係わらず最終見積書を提出するものとする。なお、最終見積書の提出方法は、5-3(1)に基づくものとし、提出期限は、平成25年6月3日(月)午後4時00分までに提出すること。

第6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備し、提出しなければならない。

「入札書」	入札者に対する指示書[12]を参照のこと
「単価表等」	入札者に対する指示書[13]を参照のこと 表紙は様式2のとおり
「総合評定値通知書(経審)の写し」	入札者に対する指示書[14]を参照のこと

6-2. 入札及び開札

- (1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限	平成25年6月13日(木) 午後4時00分
入札書の提出場所	記1-3「契約担当部署」
入札書の提出方法	電子入札システム 入札書提出時の添付書類(単価表等及び総合評定値通知書(写し))の総容量が2MBを超えた場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと。
開札執行日時	平成25年6月14日(金) 午後1時30分
開札執行場所	記1-3「契約担当部署」

その他

- 1) 入札者は、記5-4.(3)において提出した最終見積書に記載された交渉項目毎の金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとする。
なお、最終見積書に記載された交渉項目毎の金額を超える入札を行った事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値(100点) = 価格評価点 + 技術評価点
価格評価点(配点20点)... 次に示す算式により算定する。
価格評価点 = 式A × 0.5 + 式B × 0.5

(式A)

$$\text{式A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

- I) 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。
II) 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本件工事では60点とする。
III) 小数第4位を切捨てとする。

(式B)

$$\text{式B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

イ)入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。

ロ)定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本件工事では60点とする。

ハ)小数第4位を切捨てとする。

技術評価点(配点20点)... 記4-2に示す評価基準により算定する。

(3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

(1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

(2) 低入札価格調査等については入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間 平成25年3月18日(月)から平成25年6月3日(月)まで

受付場所 記1-3「契約担当部署」

受付方法 質問書面(様式自由)を持参または書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。

回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内(行政機関の休日を含まない。)

回答方法 質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載し閲覧に供する。

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

(1) 前金払 有：請負契約書34条1項に基づき前金払の請求をすることができる
ただし、請負代金額がNEXCO 東日本の契約事務処理要領第281条の規定を満たさない場合はこの限りでない。

(2) 部分払 有：請負契約書37条1項に基づき部分払の請求をすることができる

7-5. 火災保険等の付保

共通仕様書「保険の付保」に定めるとおりとする

7-6．単品スライド条項の適用

請負契約書 25 条 5 項について適用する。

7-7．苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認またはその他手続きに不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-8．契約後の技術資料の取扱い

(1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとして決定した場合は、本件工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

施工計画立案能力

品質管理、環境、安全衛生マネジメントシステム等の本件工事への適用

配置予定技術者の同種工事の工事成績

7-9．契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

(1) 記 3-1.(7) の 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されること。

(2) 記 3-1.(7) の 3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に親会社と出向先企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し交付を受けた企業集団確認書を契約責任者に提出すること。

7-10．競争参加資格に関する留意事項

本工事の請負人、本工事の請負人と資本もしくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本もしくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本もしくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該請負人もしくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

業者の代表権を有する役員が当該請負人もしくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

以 上

対象書類様式（本工事に必要な書式は下記のとおり）

提出書類の様式		提出の要否	提出期限日
様式1	競争参加資格確認申請書	必要(注1)	申請書の提出期限 平成25年4月16日(火)
様式2	競争参加資格確認資料	必要(注1)	
様式3	技術評価資料	必要(注1)	
様式4	施工計画立案能力	必要(注1)	
入札前価格交渉			
様式5-1	見積書の提出	必要	見積書の提出期限 当初：平成25年4月30日(火) 最終：平成25年6月3日(月)
様式5-2	見積書（直接工事費）	必要	
様式5-3	見積書（諸経費）	必要	
その他の様式			
様式6	単価表等の提出について	必要	入札公告を参照のこと
様式7	単価協議後の単価表の提出について	(注2)	
様式8	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書	(注3)	
様式9	再苦情申立書	(注3)	

注1 様式1～4は、「技術資料作成説明書」に添付の様式を使用し作成する。

注2 入札公告において、単価協議が「あり」とされている工事で、単価協議後に単価表を提出する際に作成する。

注3 説明請求及び再苦情を申立てる場合に作成する。

見積書の提出

【交渉後の最終見積書の場合は「最終見積書」としてください】

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 山本 裕己 殿

住所

会社名

代表者

印

担当者

TEL

FAX

E-mail

平成 25 年 3 月 18 日付けで入札公告のありました道東自動車道 大夕張トンネル避難連絡坑補強工事に係る入札前価格交渉対象項目の見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1. 見積書

2. 添付書類

() ~ () には、金抜設計書に示す交渉対象項目の内容を1枚ずつ記載のこと

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
()	()	()	()	()		

内 訳

【()() 当り】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								
1 () 当りの金額								

記載上の注意事項

- 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - 過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - 取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - 適用した物価資料等の写し

見 積 書 (諸 経 費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
		諸経費 (共通仮設費)	式	1		

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
		諸経費 (現場管理費)	式	1		

記載上の注意事項

- 1) 諸経費の共通仮設費及び現場管理費とは、土木工事共通仕様書 (平成 2 4 年 7 月) 1-35 に記載の内容とし、詳細については土木工事積算基準 第一編を参考に算出するものとする。
- 2) 見積書の積上げ根拠資料は、入札前価格交渉時に持参するものとする。積上げ根拠様式については、任意とする。

単価表等の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 山本 裕己 殿

郵便番号
住所
会社名
代表者

印

工事名) 道東自動車道 大夕張トンネル避難連絡坑補強工事

提出書類

・単価表等

《単価表等の提出に係る留意事項》

本件工事の第 1 回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する単価表等の提出を求める。
提出された単価表等を確認し、入札者に対する指示書[13] に該当し、適正な見積が行われていないと判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。

必要に応じて、提出された単価表等のヒアリングを求めることがある（入札者に対する指示書[13]を参照のこと）。

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 山本 裕己 殿

提出者) 郵便番号
住 所
会 社 名
代 表 者

印

単価協議後の単価表の提出について

工事名) 道東自動車道 大夕張トンネル避難連絡坑補強工事

入札者に対する指示書[13]または[23]に示す単価表について、同指示書[26]に基づく単価協議の結果、別添のとおりとしましたのでご確認願います。

ご異議がなければ、当該単価表により同指示書[30]に基づく工事請負契約書を作成し提出します。

以 上

様式 8

競争参加資格がないと認められた理由の説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 山本 裕己 殿

提出者) 郵便番号
住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者

印

平成 00 年 00 月 00 日付けで通知された、道東自動車道 大夕張トンネル避難連絡坑補強工事に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名
2. 当該案件の公告日
3. 疑問内容

以 上

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 山本 裕己 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

〒 県 市 町

T E L

商号又は名称

代表者名

2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 道東自動車道 大夕張トンネル避難連絡坑補強工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項